

平成 30 年度檜葉町除去土壌等の適正管理等工事監督支援業務

現場説明書

1. 数量について

別添積算参考資料のとおりである。

2. 積算の基地について

積算の基地は、いわき市である。

3. 配置技術者の積算について

本業務に配置を要する技術者の最低人数は、以下のとおりである。

	職種	定例打合せ	工事監督支援	備考
統括委託監督員	技師(A)	1.0人/月	1.0人/月	
委託監督員	技師(C)	-	4~3月 97.5人/月	5人体制

4. 適用単価・積算基準

- ・技術者単価は、「平成 29 年度国土交通省設計業務委託等技術者単価」を適用している。
- ・本業務の諸経費は、「平成 29 年度国土交通省工事監督支援業務積算基準-3. 業務委託料の積算」により計上している。
- ・入札公告期間中の適用単価・積算基準の改正を受けて、新単価、新基準を適用することとした場合は、公告している現場説明書の差替により、周知を図る。

5. その他

放射線防護措置に関する経費において、当初設計にて計上、未計上の項目は以下のとおりである。変更が必要な場合には、別途協議の上、設計変更の対象とする。

1) 当初設計にて計上している経費

- ・除染関連業務共通仕様書（第 1 版）1-27.(4)に基づく作業員の入退場時（作業員名簿への登録並びに解除時）の内部被ばく線量測定に関する日当
- ・除染電離則等に基づく放射線防護に要する費用（保護具）

2) 当初設計にて計上していない経費

- ・除染電離則第 19 条及び第 25 条の 8 で定める安全講習（特別教育）費
- ・除染電離則等に基づく放射線防護に要する費用（線量計装具費、除染等業務従事者

等被ばく線量登録管理制度への参加に要する費用)

平成 30 年度楡葉町除去土壌等の適正管理等工事監督支援業務 特記仕様書

第1章 総則

1. 業務の目的

本業務は、「平成 29 年度楡葉町仮置場復旧等工事」に含まれる工事内容のうち、事業の繰越し又は別途発注によって平成 30 年度に施工する工事を円滑に推進させるとともに効果的・効率的に施工するために、当該工事を監督する調査職員等に対して必要な支援・補助を行うこと及び設計変更に伴う数量総括表の作成支援等、積算技術支援、工期末における施工実績数量の整理を行うことを目的とする。

また、本業務は本特記仕様書、「平成 29 年除染関連業務共通仕様書（第 1 版）」及び「平成 29 年除染等工事監督支援業務共通仕様書（第 1 版）」に従って実施するものとする。

2. 業務実施場所

業務実施の場所は福島県双葉郡楡葉町地内（別図 1 参照）とする。なお委託監督員は同地内または近隣市町村に常駐するものとし、業務実施場所に速やかに出頭できる体制を取ること。

3. 配置体制

（1）受注者は、統括委託監督員（管理技術者）1 名、委託監督員（担当技術者）最低 5 名以上の配置体制とする。

なお、本業務の詳細については、「平成 29 年楡葉町仮置場復旧等工事特記仕様書」、「除染等工事共通仕様書（第 10 版）」、「平成 29 年除染関連業務共通仕様書（第 1 版）」及び「平成 29 年除染等工事監督支援業務共通仕様書（第 1 版）」による。

（2）平成 29 年除染等工事監督支援業務共通仕様書 7. 委託監督員等（2）ホ中「平成 19 年度以降」とあるのは、「平成 20 年度以降」と読み替えるものとする。

4. 業務内容

本業務の内容は、「平成 29 年度楡葉町仮置場復旧等工事特記仕様書」、「除染等工事共通仕様書（第 10 版）」、「平成 29 年除染関連業務共通仕様書（第 1 版）」及び「平成 29 年除染等工事監督支援業務共通仕様書（第 1 版）」による。

5. 委託監督期間

委託監督員を配置する期間は、契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日までの間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）とする。

6. 業務履行期間

平成 31 年 3 月 29 日までとする。

7. 打合せ等

受注者は、調査職員と 業務着手時、 月 2 回の間合打合せ、 成果品納入時に打合せ協議を行うものとする。なお打合せ場所は福島地方環境事務所浜通り南支所を想定し、中間打合せの時期については調査職員の指示により、決定するものとする。

8. その他

本業務期間中に監督支援の対象工事が竣工する際、受注者は当該工事の最終的な施工実績数量を確認、整理し、調査職員が指定する期日までに報告することとする。

9. 成果物

報告書 1 部 (A4 版、 200 頁程度)

上記図書の電子データを収納した電子媒体 (DVD-R、 CD-R または BD-R) 5 式
電子データの仕様及び記載事項は、別添 1 によること。

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 29 年 2 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 206 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 207 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、以下のとおりとし、その他のアプリケーションソフトの使用等が必要な場合は環境省担当官と協議すること。

- ・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎（jtd 形式）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2016」で編集可能なもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2016」で編集可能なもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式（写真の有効画素数は黒板の文字を読み取れる程度とし、およそ 100 万画素を目安とする。）
- ・図面：DWG 形式及び SXF（P21）形式

(3) (2) による成果物に加え、それらの電子ファイルを「PDF ファイル形式」で保存した成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R、CD-R または BD-R（25GB・50GB、以下「DVD-R 等」という。）とし、データを追記・書き換えできない方式で保存すること。また、事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ず付記すること。DVD-R 等への付記は、別図に従い、直接印刷又は油性フェルトペンでの手書きにより行うこと。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 電子成果物のフォルダ構成

電子成果物の作成にあたっては、紙納品された成果物の目録に対応したフォルダを作成した上で、データを保存すること。

【機密性 2】

また、格納媒体が複数枚にわたる場合は、フォルダ構成の一覧を作成添付すること。

4. ウイルスチェック

電子媒体に対し、ウイルスチェックを行うこと。ウイルスチェックソフトは常に最新のデータにアップデートしたものを利用すること。

5. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

電子媒体への表記

電子媒体のラベル面に、次の事項を表記すること。

- 1) 「工事・業務番号」(別途指定する工事・業務番号を記載すること)
- 2) 「工事・業務名称」(正式名称を記載すること)
- 3) 「作成年月」(工期終了時の年月を記載すること)
- 4) 「発注者名」(正式名称を記載すること)
- 5) 「受注者名」(正式名称を記載すること)
- 6) 「何枚目 / 総枚数」(総枚数の何枚目であるかを記載すること)
- 7) 「発注者署名欄」(主任監督員又は主任調査職員が署名すること)
- 8) 「受注者氏名欄」(現場代理人又は管理技術者が署名すること)

(表記方法にかかる留意事項)

- ・ ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、媒体に損傷を与えないように留意すること。
- ・ 電子媒体のラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シール剥がれ等による電子媒体や使用機器への悪影響を鑑み、行わないこと。
- ・ 表記事項のレイアウトは、以下の表記例によること。

工事番号：000000000000 枚数/総枚数
工事名称：平成0年度 0000000000工事

平成0年0月

発注者署名欄

受注者署名欄

発注者：環境省福島地方環境事務所
受注者： 建設株式会社

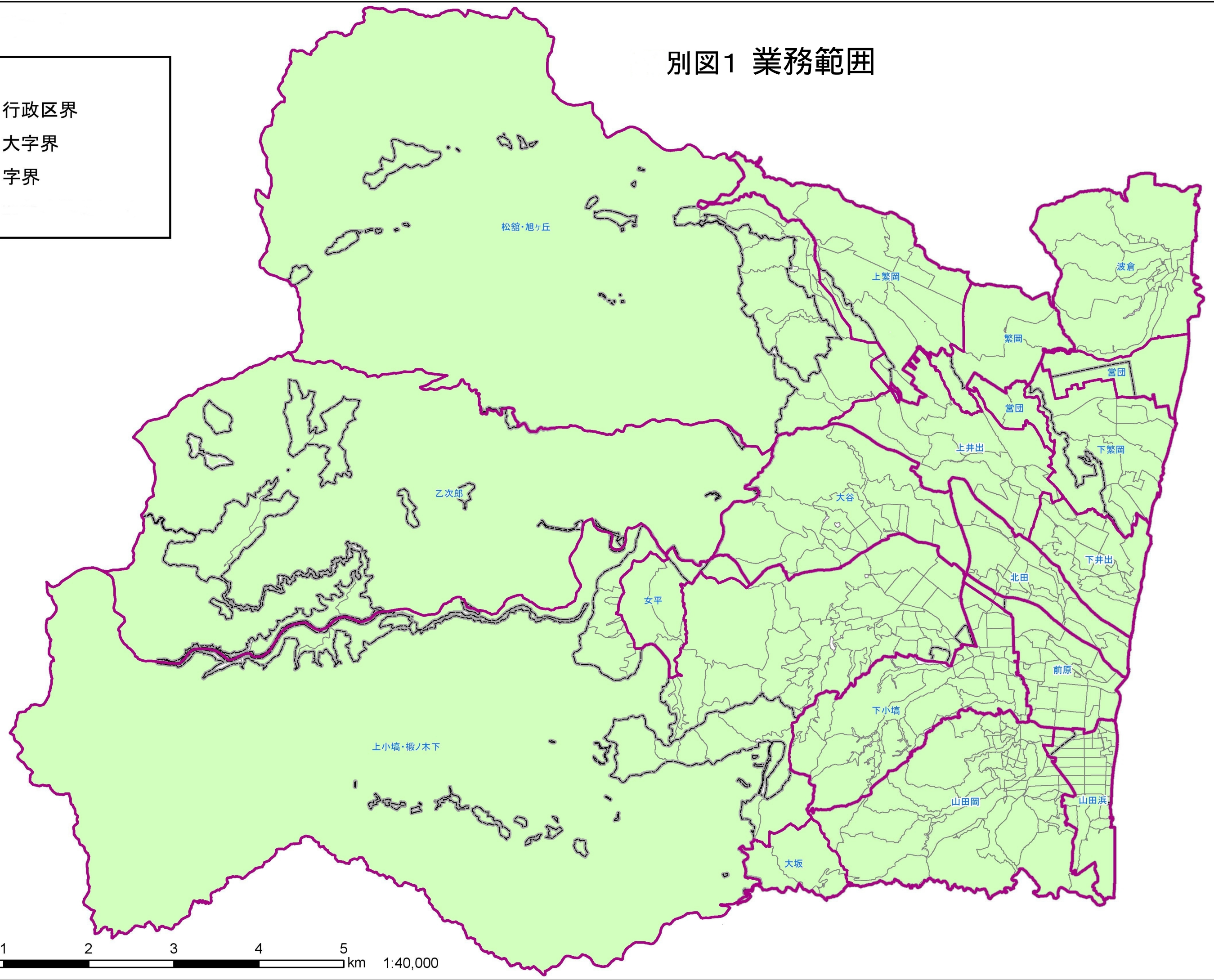
ウイルスチェックに関する情報
ウイルス対策ソフト名：
ウイルス定義：0000年0月0日版
チェック実施日：0000年0月0日
フォーマット形式：ISO9660 (レベル1)

(電子媒体への表記例)

別図1 業務範囲

凡例

- 行政区界
- 大字界
- 字界



0 0.5 1 2 3 4 5 km 1:40,000

平成30年度檜葉町除去土壌等の適正管理等工事監督支援業務
数量総括表

項目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	備考
設計業務							
直接人件費							
定例打合せ							
定例打合せ				総括委託監督員	月	12.00	回数2回/月
工事監督支援							
工事監督支援				総括委託監督員	月	12.00	配置人数1人
				委託監督員	月	12.00	配置人数5人
直接経費							
事務用品					月	12.00	
旅費交通費					月	12.00	
測定機器					月	12.00	
防護具					月	12.00	
事務室等					式	1	
健康診断					式	1	
					式	1	

業務費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接原価(電子成果品作成費除く)	式	1			
定例打合せ 0.5日*2回/月	月	12			1号代価表 9頁
工事監督支援	月	12			2号代価表 10頁
直接経費	式	1			1号明細書 2頁
電子成果品作成費	式	1			
直接原価(その他原価除く)	式	1			
その他原価	式	1			
一般管理費等	式	1			
業務価格	式	1			
消費税相当額	式	1			
業務委託料	式	1			

直接経費

明細書

(1号明細書)

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
事務用品	月	12			2号明細書 3頁	
旅費交通費	月	12			3号明細書 4頁	
測定機器	月	12			4号明細書 5頁	
防護具	月	12			5号明細書 6頁	
事務室等	式	1			6号明細書 7頁	
健康診断	式	1			7号明細書 8頁	
計						

事務用品

明細書

(2号明細書)

1月当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
パソコン (CADソフトを含まない)	台	5				
プリンター (カラーA3対応)	台	1				
計						
1月当り						

明細書

(3号明細書)

1月当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
連絡車(ライトバス)運転 2.21h いわき市～上小埜 乗車定員5名・排気量1.5L	日	20				
計						
1月当り						

明細書

(4号明細書)

1月当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
N a I	台	19.500				
GM	台	19.500				
計						
1月当り						

明細書

(5号明細書)

防護具

1月当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
防塵マスク	個・日	97,500				
計						
1 月 当 り						

事務室等

明細書

(6号明細書)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
建物 (基本料)	m2	25				
建物 (月損料)	月	12				
備品	月	12				
計						
1式当り						

明細書

(7号明細書)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
WBC検診	回	10				
計						
1式当り						

定例打合せ 0.5日*2回/月

代価表

(1号代価表)

1月当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
技師(A)	人	1				
連絡車(ライトバン)運転 2.21h いわき市～上小墾 乗車定員5名・排気量1.5L	日	2				
計						
1月当り						

代価表

(2号代価表)

1月当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
技師(A) (内業)	人	1				
技師(C) (外業)	人	97.500				
連絡車(ライトバン)運転 2h 乗車定員5名・排気量1.5L	日	50				
計						
1月当り						

平成 29 年度榑葉町仮置場復旧等工事

特 記 仕 様 書

福 島 環 境 再 生 事 務 所

1. 共通仕様書の適用

平成 29 年度櫛葉町仮置場復旧等工事は、除染等工事共通仕様書（第 9 版（改訂版））（以下「共通仕様書」という。）平成 29 年除染関連業務共通仕様書（第 1 版）（以下「業務共通仕様書」という。）及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び水・大気環境局測量作業規定（以下「測量作業規定」という。）に基づき実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第 1 章 総 則

1. 目的

本工事は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）第 28 条に基づく「特別地域内除染実施計画（櫛葉町）」に基づき、櫛葉町の除染特別地域の除染等の措置等に伴い発生した除去土壌等仮置場の復旧等工事を行うものである。

2. 工事種別

本工事の工事種別は道路維持工事を準用している。

3. 仮置場復旧等工事対象地域

櫛葉町仮置場復旧等工事の対象となる地域は、福島県双葉郡櫛葉町のうち、除去土壌等仮置場設置場所等とする。別図 1 仮置場復旧等工事対象地域図及び別図 2 仮置場位置図を参照。

なお、仮置場復旧工事の対象箇所の名称を下記に示す。

- (1) 波倉仮置場
- (2) 下繁岡仮置場
- (3) 上繁岡仮置場
- (4) 山田浜仮置場
- (5) 下小埜仮置場

また、森林内の憩いの場や日常的に人が立ち入る場所並びに既に除染が実施された場所を除いた生活圏及び林縁部から森林側に概ね 20m 入った部分（以下「林縁部」という。）を対象として除染措置等を行う。

4. 架空線等公衆物損事故防止関係

受注者は、工事区域内に横断している架空線等の前後や建設機械・運搬車両等が出入りする工事現場及び資材置場の出入口等には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）を設置するとともに、交通誘導員等を適切に配置し、誘導指示を行わなければ

ならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

5. 委託監督員

本工事には、共通仕様書第1章 1-1-2 に規定する委託監督員を配置する予定であり、氏名等については別に通知する。

6. 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費、租税公課」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準に基づき算出した費用に「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(平成26年2月3日付け国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通知(国技建発第3号))に基づく補正係数を乗じて計上しているが、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費、労働者宿舍の維持・補修に要する費用

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

租税公課：労働者宿舍の建物に係る固定資産税

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。なお、請負代金額の変更に伴い当該割合が変動した場合も、その都度、同様に提示する。
- (3) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績報告書(様式)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (5) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準に基づき算出した費用に「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(平成26年2月3日付け国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通知(国技建発第3号))に基づく補正係数を乗じた額から共通仮設費率分中の実績変更対象費を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準に基づく算出額から現場管理費中の実績変更対象費を差し引いた後、証明書類において確認

された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

(6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

(7) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 設計図書の変更

公告後発生する可能性が高いと考えられる次の各号に掲げる場合については、工事請負契約書第19条に規定する「必要があると認めるとき」に該当するものとする。

- 一 土地等の権利者からの同意の内容に応じて除染等の措置の方法を変更する必要がある場合（同意が得られず除染等の措置が実施できない場合を含む。）
- 二 家屋の撤去等、除染対象物についての今後の方針が判明したことに伴い除染等の措置の方法を変更する必要がある場合（除染等の措置を実施しない場合を含む。）
- 三 第3章5に示す除去土壌等の仮置場を変更する必要がある場合

8. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
再生砕石	40-0mm	南相馬市周辺
砂	埋戻し用	南相馬市周辺

9. 総価契約単価合意方式について

- (1) 本工事は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議して合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。（共通仕様書第1章1-1-6の適用）
- (2) 請負代金内訳書の提出を求める場合、共通仕様書第1章1-1-6第1項及び第2項に係る規定は適用しないものとする。
- (3) 発注者・受注者間で締結した単価合意書は、公表することができるものとする。

10. 技術提案に係る除染等の措置

- (1) 受注者は、入札時における技術提案が認められた場合は、第3章の規定にかかわらず、当該技術提案に従った除染等の措置等を講じなければならない。

- (2) 受注者は、認められた技術提案の中に、新たな除染等の措置等に係る技術が含まれている場合は、当該技術に係る除染実施前の表面汚染密度に対する除染実施後の表面汚染密度の比や除去土壌等の減容率等の目標値を設定しなければならない。
- (3) 受注者は、技術提案に従った除染等の措置を実施した結果、前項に規定する目標値を達成することができなかつた場合には、目標値の達成を実現することが可能な追加的な措置を講じなければならない。なお、当該追加的な措置については、設計図書及び工期の変更の対象とはしないものとする。

11. その他

- (1) 共通仕様書第 1 章第 1 節 1-1-1(4)にある 図面については、本特記仕様書の添付書類によるものとする。
- (2) 仮置場復旧等の対象となるもの等の数量を、別紙「数量総括表」に示す。

第 2 章 工 事 材 料

- ・特記事項なし

第 3 章 仮置場復旧等工事

1. 空間線量率

本工事の現場近傍における空間線量率は、およそ次のとおりである。

空間線量率：0.25 μ S v/h 以下

(環境省による事前調査のモニタリング結果より)

2. 試験施工

共通仕様書第 3 章 3-1-1 に従い、試験施工を行うこと。

3. 仮置場復旧等の措置

- (1) 共通仕様書第 3 章第 2 節 (別紙「数量総括表」で該当する部分) 及び試験施工の結

果により除染等の措置を講ずること。これにより難しい場合は、監督職員に報告しその指示に従うこと。又、仮置場復旧等工事の内、原状回復工事については別途協議の対象とする。

- (2) 水田、畑の地力回復材として、10,000m² 当たり熔リン 400kg、ケイ酸カリウム 800kg を散布すること。また、ゼオライトは、1,000m² 当たり 1t を散布すること。
- (3) 除染等の措置で発生した草、枝葉等については、原則として自走式木材破砕機を用い現場にて破砕・減容化すること。

本工事で発生する除去土壌等を搬入する仮置場又は一時保管所予定の所在地、搬入元及び想定している搬入量は以下のとおりである。

名称	所在地	搬入元	想定搬入量
前原地区 仮置場	双葉郡榑葉町大字前原字 海法地 1 5 3 番地外 2 7 筆	双葉郡榑葉町大字前原字 研下、府念田、大木田、浜白、 浜川田、宿田、大川端、海法地、 岡崎、田中内、寺後、寺前、延 木戸、葉ノ木原、金剛川原、作 助、中川原（一部） 大字下小埜字 清水	2m ³
上井出地区 仮置場	双葉郡榑葉町大字井出字 鹿島 1 5 4 番地外 2 5 筆	双葉郡榑葉町大字井出字 奥海、苅集、萩平、小豆田、向 ノ内、五里内、上ノ岡、西原、 木屋、八石、木屋下、鹿島 大字北田字 鐘突堂（一部）	28m ³
繁岡地区 仮置場	双葉郡榑葉町大字上繁岡 字中原 9 5 - 3 外 1 2 筆	上繁岡字中原、山根、才連、山 神、小六郎の一部、井出字仲丸、 浄光西、浄光東の一部	4,672m ³

注) 上記表の予想搬入量については減容化を考慮していない(枝等の破砕、減容化のみ考慮)数量とする。

4. 仮置場等の設置及び維持管理

共通仕様書第3章第2節13(別紙「数量総括表」で該当する部分)及び別紙「仮置場の標準仕様」により、措置を講ずること。これにより難しい場合は、監督職員に報告しその

指示に従うこと。

仮置場の原状回復については、既設の仮置場からの不燃物及び可燃物の除去土壌等の搬出に伴い、空き地になった敷地を原形復旧する。原状回復範囲については、監督職員が指示する。

5. 屋外残置廃棄物の収集及び保管

受注者は、除染等の措置等とあわせて、住宅の庭先等屋外に残置され、関係人が廃棄する意思を示しているもの（以下「屋外残置廃棄物」という。）のうち、関係人の廃棄する意思を確認したものについて、収集及び保管を行う。

- (1) 屋外残置廃棄物のうち、関係人の廃棄する意思を確認し、本工事における処理の対象物としてリボン等でマーキングされたものについて、別途提供する一覧表と照合しながら、大型土のう袋等に格納すること。大型土のう袋等が破れる恐れがある形状の屋外残置廃棄物を格納する場合には、あらかじめ厚手の袋に入れる等の措置を講じた上で格納すること。
- (2) 屋外残置廃棄物は、可燃物と不燃物に分別して格納し、大型土のう袋等には共通仕様書 4-3-3（識別番号及び QR コードに係る部分を除く。）に従いタグ等を添付すること。なお、タグの色は内容物ごとに下表のとおり分類すること。

色名	内容物
桃色	可燃物（プラスチック類、ゴム類、木製品、紙類等）
紫色	不燃物（瓦、コンクリート類、ガラスくず、金属くず等）

- (3) 屋外残置廃棄物は、廃棄物関係ガイドライン（平成 25 年 3 月環境省編）第六部（特定廃棄物関係ガイドライン）に従い収集し、現地の指定場所に保管すること。
- (4) タグについては、環境省より無償で支給する。屋外残置廃棄物のタグについては、管理番号を設定するものではないが、施工上の管理ができるようにしておくこと。

6. 仮置場復旧等工事対象仮置場

本工事のうち、復旧等工事の対象とする仮置場の所在地及び除去土壌等の移設先と想定している移設量は以下に示す。また、仮置場等の標準構造は別図 3 のとおりである。なお構造が、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

名称	所在地	移設先及び 想定移設量
波倉地区 仮置場	双葉郡檜葉町大字波倉字 五反田 1 6 - 4 番地外 2 0 筆	場内移設 7,270m ³
下繁岡地区 仮置場	双葉郡檜葉町大字下繁岡 字野中沢 1 9 番地外 2 2 筆	場内移設 2,840m ³
上繁岡地区	双葉郡檜葉町大字上繁岡	場内移設

仮置場	字下奥海 5 8 - 4 0 番地 外 1 4 筆	13,100m ³
山田浜地区 仮置場	双葉郡檜葉町大字山田浜 字免田 1 6 番地外 2 6 筆	場内移設 20,700m ³
		前原地区仮置場 12,700m ³
下小埜地区 仮置場	双葉郡檜葉町大字下小埜 字清水 2 6 番地外 2 5 筆	-

7. 除去土壌等の収集、運搬

発生した除去土壌等は、共通仕様書第 3 章 3-1-3 に従い収集し、第 3 章 3 . (3) に示す仮置場等予定地に運搬すること。運搬にあたっては、発生場所近傍の搬入可能な仮置場等を選定するなど効率のよい運用を行うこと。

また、除去土壌等は共通仕様書第 4 章第 3 節に従い取り扱うこと。

第 4 章 施工管理

1. 出来形管理基準

本工事に用いる規格値は、共通仕様書「除染等工事施工管理基準及び規格値」による他、下記によるものとする。

・出来形管理

森林除染工については、次表によるものとする。

工種	項目	規格値 (m)	施工管理基準	
			測定基準	設計図（見取り図等）によるもの
森林除染工	除染幅 B 20m	± 1 以内	1 箇所/1 k m	幅の実測値を図面に記入する

2. 放射線量の測定・記録

共通仕様書第 4 章 4-1-1 を遵守し、以下により放射線量の測定及び記録を行うこと。

(1) 試験施工を実施する際には共通仕様書第 4 章 4-1-2-1 に、除染等の措置を実施する

前には共通仕様書第4章4-1-2-2に、除染等の措置を実施した後には共通仕様書第4章4-1-2-3に従い、放射線量の測定・記録を行うこと。

- (2) 仮置場等においては、共通仕様書第4章4-1-3-2及び4-1-3-3に従い放射線量の測定を行うこと。また、原則毎月1回浸出水集水設備に浸出水が溜まっている場合、浸出水の放射能濃度の測定・記録を行うこと。
- (3) 除去土壌等を保管した大型土のう袋等については、共通仕様書第4章4-3-2に従い放射線量の測定・記録を行うこと。
- (4) 受注者は、住宅地等における除染について、その施工結果に係るチェックリストを作成し、監督職員に提出しなければならない。また、住宅地等の除染等の措置を実施した後、作業責任者(工区長又は職長を想定)は、当該チェックリストに基づき、住宅地等ごとに施工が適切に行われたかの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、除去土壌等を保管する仮置場等について、工事完了検査が終わるまで本仕様書に基づき適切に保全・管理しなければならない。

3. 確認調査

- (1) 受注者は、監督職員の指示に基づき、共通仕様書第4章4-2-1から4-2-3までに従い、確認調査を実施しなければならない。
- (2) 確認調査の対象地点は、監督職員が指示する。その面積は、次の各号に掲げる対象ごとに、それぞれの総面積の1パーセント程度を想定している。

建築物

住宅地等の庭等のうち舗装されている場所

学校、小規模な公園及び大型施設のグラウンド等のうち舗装されている場所

舗装された道路

- (3) 受注者は、確認調査の結果、管理値を超えて放射線量の大幅な低下が認められた場合には、監督職員の指示に基づき、確認調査の対象となった区域について、除染等の措置を再度実施しなければならない。ただし、放射線量の大幅な低下の原因が、再汚染等の受注者の責に帰せないものとして監督職員が承諾した場合はこの限りでない。

4. 損壊場所の撮影

受注者は、別途提供する現況確認書(除染等の措置を行う建物、土地等に権利を有する者(以下「関係人」という。))との間で除染対象となる住宅等の損壊状況を確認した書類のことをいう。以下同じ。)において除染作業の実施前にすでに損壊している箇所がある場合、除染作業の実施前後の当該損壊箇所の写真を写真撮影基準に従い撮影し、記録しなければならない。

第 5 章 報 告

1. 提出図書

受注者は、工事完了に際して共通仕様書第 1 章 1-1-27 に示す図書を成果物として監督職員に提出すること。その他、監督職員より指示する図書を随時提出すること。

紙媒体 1 部

上記図書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R、CD-R または BD-R） 4 式
電子データの仕様及び記載事項は、別添 1 によること。

平成29年度檜葉町仮置場復旧等工事 数量総括表

大項目	名称	規格	数量	単位
1.住宅地等	屋根・屋上			
	屋根(コンクリート以外)	堆積物の除去	81	m2
	屋根(コンクリート以外)	拭き取り	81	m2
	外壁・塀			
	土壁以外	拭き取り	176	m2
	土壁以外	ブラシ洗浄	176	m2
	雨樋			
	軒樋	堆積物の除去	38	m
	軒樋	拭き取り	38	m
	竪樋	高圧水洗浄	24	m
	竪樋	拭き取り	24	m
	庭等			
	未舗装面	堆積物の除去	431	m2
	未舗装面	除草、草刈り	431	m2
	未舗装面	草、芝の剥ぎ取り	8	m2
	未舗装面(砂利・碎石)	砂利、碎石の除去	34	m2
	未舗装面(砂利・碎石)	砂利、碎石の被覆	34	m2
	未舗装面(土壌)	表土の削り取り	338	m2
	未舗装面(土壌)	土地表面の被覆	338	m2
	未舗装面(植栽)	樹木の根元付近等の表土の除去	25	m2
未舗装面(庭木(常緑樹に限る))	庭木の枝払い	25	m2	
屋外機器の拭き取り	屋外機器の拭き取り	8	m2	
7.法面	法面			
	法面	草、落葉、堆積物の除去(傾斜角0°～20°)	45	m2
9.草地、芝地	灌木(密)			
	灌木(密)	刈払	8,390	m2
	灌木(粗)			
	灌木(粗)	刈払	51,600	m2
	竹類の全伐			
竹類の全伐処理	竹類の全伐	4,520	m2	
11.森林	常緑針葉樹			
	堆積有機物	堆積有機物の除去(スギ)	277,800	m2
	堆積有機物	伐り捨て材の整理	277,800	m2
	樹木	枝打ち、切り枝回収(スギ)	69,400	m2
	下刈り	下草・灌木刈払い	277,800	m2
	落葉広葉樹			
	堆積有機物	堆積有機物の除去(ナラ等)	18,300	m2
	樹木	粗朶結束	18,300	m2
11.森林	下刈り	下草・灌木刈払い(傾斜角0～20° 対象木区分が中程度)	18,300	m2
	雑木林			
	堆積有機物	堆積有機物の除去	69,400	m2
	樹木	粗朶結束	69,400	m2
	下刈り	下草・灌木刈払い(傾斜角0～20° 対象木区分が中程度)	69,400	m2
	森林小車運搬			
	森林小車運搬	小車除去土壌等運搬 0m～20m以下の時	22	m3
	森林小車運搬	小車除去土壌等運搬 20m～40m以下の時	22	m3

大項目	名称	規格	数量	単位
13.仮置場の設置及び維持管理	仮置場			
	仮置場	土木シートの敷設	983	m2
	仮置場	下部シート設置 (下層保護マット+遮水シート+上層保護マット)	1,150	m2
	仮置場	保護層(集水補助層)設置	1,150	m2
	仮置場	上部シート設置(通気性防水シート)	2,150	m2
	仮置場	保管物取込・設置	4,870	袋
	仮置場	側面の遮へい 大型土のうによる遮へい	79	袋
	仮置場	上面の遮へい 大型土のうによる遮へい	1,570	袋
	仮置場	端部処理 大型土のう	48	袋
	仮置場	浸出水集排水溝、集排水管設置	355	m
	仮置場	浸出水集水設備設置	6	箇所
	仮置場浸出水処理	汚泥吸排車による泥水等の運搬 6.3km以下	10,100	m3
	仮置場の原状回復			
	仮置場の原状回復	押さえ土のうの撤去	2,980	袋
	仮置場の原状回復	地先ブロックの撤去	455	本
	仮置場の原状回復	上部シート(遮水シート)の撤去	76,200	m2
	仮置場の原状回復	側面の遮へい土のうの撤去	13,500	袋
	仮置場の原状回復	上面の遮へい土のうの撤去	57,400	袋
	仮置場の原状回復	保管物の撤去(詰込なし)	56,600	袋
	仮置場の原状回復	保管物(不燃物)の詰込・詰替	14,100	袋
	仮置場の原状回復	保管物取込・設置	56,600	袋
	仮置場の原状回復	保護層(集水補助層)の撤去	62,200	m2
	仮置場の原状回復	下部シート(遮水シート)の撤去	62,200	m2
	仮置場の原状回復	下部シート(保護マット)の撤去	124,400	m2
	仮置場の原状回復	浸出水集排水溝、集排水管の撤去	1,310	m
	仮置場の原状回復	浸出水集水設備の撤去	16	箇所
	仮置場の原状回復	砂利、碎石の撤去	30,900	m2
	仮置場の原状回復	山砂の撤去	62,200	m2
	仮置場の原状回復	遮へい土のうの運搬 10.0km	38,000	m3
	仮置場の原状回復	砂利、碎石、山砂の運搬 9.5 km以下	19,400	m3
	仮置場の原状回復	土木シートの撤去	30,900	m2
	仮置場の原状回復	柵の撤去	2,780	m
	仮置場の原状回復	門扉の撤去	12	箇所
	仮置場の原状回復	深耕(田)	45,500	m2
	仮置場の原状回復	地力回復(土壌改良材散布)(田)	45,500	m2
	仮置場の原状回復	地力回復(ゼオライト散布)(田)	45,500	m2
仮置場の原状回復	畦畔復旧	2,280	m	
仮置場の原状回復	バックホウによる表土の削り取り(標準工法・30a以上)	17,400	m2	
仮置場の原状回復	土のう袋への袋詰め	1,160	袋	
仮置場の原状回復	小運搬	1,160	袋	
15.排水処理	排水処理			
	排水処理	排水の処理(沈殿処理)	10,200	m3
	排水処理	沈殿土壌の袋詰め	102	袋
	排水処理 波倉仮置場	濁水処理装置設置	1	セット
	排水処理 前原仮置場	濁水処理装置撤去	1	セット
16.除去土壌等の運搬	波倉地区			
	除去土壌等運搬	不燃 除去土壌等の運搬 0.2km	7,270	m3
	下繁岡地区			
	除去土壌等運搬	不燃 除去土壌等の運搬 0.2km	2,840	m3
	上繁岡地区			
	除去土壌等運搬	不燃 除去土壌等の運搬 0.2km	13,100	m3
山田浜地区				
除去土壌等運搬	不燃 除去土壌等の運搬 0.2km	20,700	m3	

大項目	名称	規格	数量	単位
16.除去土壌等の運搬	除去土壌等運搬	不燃 除去土壌等の運搬 1.2km	12,700	m3
	前原地区			
	除去土壌等運搬	可燃 除去土壌等の運搬 10.0km	2	m3
	上井出地区			
	除去土壌等運搬	不燃 除去土壌等の運搬 10.0km	25	m3
	除去土壌等運搬	可燃 除去土壌等の運搬 10.0km	3	m3
	繁岡地区			
	除去土壌等運搬	不燃 除去土壌等の運搬 2.0km	4,380	m3
	除去土壌等運搬	可燃 除去土壌等の運搬 2.0km	292	m3
	汚泥吸排車による泥水等の運搬	汚泥吸排車による泥水等の運搬 6.3km以下	124	m3
	タグの取付け	タグの取付け	22,700	袋
17.減容化	草木等の破砕			
	草木等の破砕	草木等の破砕	2,970	m3
18.仮設等	足場			
	足場	足場(12m未満)	180	掛m2
	高所作業車			
	高所作業車	高所作業車	44	m2
	高所作業車	高所作業車(雨樋)	38	m
	敷鉄板設置・撤去			
	敷鉄板設置・撤去	敷鉄板設置・撤去	270	m2
屋外残置廃棄物処理	屋外残置廃棄物積込み	屋外残置廃棄物積込み	10	m3
	屋外残置廃棄物小運搬	屋外残置廃棄物小運搬 20m以下	10	m3
材料費	材料費	耐候性大型土のう袋 径110cm 一重内袋付き	8,610	袋
	材料費	耐候性大型土のう袋 径130cm 一重内袋付き	14,100	袋
交通安全管理	交通安全費			
	交通安全管理	交通誘導員(B)	484	人
19.共通仮設費・安全費	保護具等			
	防護具等	防護具 A	12,200	組
	防護具等	使用済み防護具の回収費	12,200	組
	防護具等	除染電離側係る安全講習費	2	日
	防護具等	健康診断費	12,200	人
	防護具等	WBC 受診	298	回
	防護具等	セルフスクリーニング	12,200	人
	防護具等	放射線管理	242	人
	防護具等	放射線管理手帳代	42	冊
20.放射線量測定	除染等の措置時の放射線量測定			
	除染等の措置時の放射線量測定	事前測定(測定点設置)	372	測点
	除染等の措置時の放射線量測定	事前測定(外業)	372	測点
	除染等の措置時の放射線量測定	事前測定(データ整理)	372	測点
	除染等の措置時の放射線量測定	事後測定(外業)	372	測点
	除染等の措置時の放射線量測定	事後測定(データ整理)	372	測点
	仮置場の放射線量測定	事前測定(測定点設置)	92	測点
	仮置場の放射線量測定	事前測定(外業)	92	測点
	仮置場の放射線量測定	事前測定(データ整理)	92	測点
	仮置場の放射線量測定	実施中の測定(外業)	92	測点
	仮置場の放射線量測定	実施中の測定(データ整理)	92	測点
	仮置場の放射線量測定	事後測定(外業)	92	測点
	仮置場の放射線量測定	事後測定(データ整理)	92	測点
	地下水及び浸出水調査	地下水の放射能濃度の測定	276	検体
地下水及び浸出水調査	浸出水の放射能濃度の測定	480	検体	
諸経費対象外項目	施工内容等の説明及び確認	施工内容等の説明及び確認	4	人
	除染結果の報告	除染結果の報告	4	人
	被ばく線量登録管理制度参加	被ばく線量登録管理制度参加	42	人